

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

1. 基本理念

当社は、上場企業として、株主をはじめとする各ステークホルダーの方々に対する経営の透明性を確保し、ならびに経営の効率性を向上させる事で継続的な成長・発展を目指すことを、コーポレート・ガバナンスの基本と考えております。

企業理念

(1) 経営理念

<山九グループが世の中に向けて約束すること>

人を大切にすることを基本理念とし、お客様にとってなくてはならない存在としての山九を築きます。そして、社業の発展を通じて社員の福祉向上並びに社会の発展に貢献します。

(2) 経営目標

<経営理念の実現のために、経営が世の中とお客様と社員一人ひとりに約束すること>

- ・ 良き企業市民として、国際社会の発展に貢献します。
- ・ 産業進化に即した、最高のサービスを提供します。
- ・ 現場の知恵・汗を大切にし、社員の可能性を育みます。

(3) 行動規範～道徳、倫理に基づいた行動に向けて～

<社員一人ひとりが日々の行動指針として世の中と会社に約束すること>

- ・ 安全をすべてにおいて優先します。
- ・ コンプライアンスに基づき行動します。
- ・ 文化、宗教、価値観を正しく認識しグローバルに行動します。
- ・ 地球環境保護に積極的に取り組みます。
- ・ 社会に感動を与える仕事をします。
- ・ 自分の仕事に誇りと責任を持ちます。
- ・ 互いを尊重し共に発展します。
- ・ 魅力ある人が育つ企業を目指します。
- ・ 現場の汗を集結し強い企業であり続けます。

2. 会社経営上の意思決定、執行、監督及び監査に関する体制

(1) 当社は、取締役の職務執行が効率的に行なわれることを確保するため、取締役会を月1回定例に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、重要事項の決定及び取締役相互の業務執行状況の監督等を行なうこととしております。また、経営方針及び経営戦略等に関する重要事項については、経営会議において議論を行ない、その審議を経て取締役会が執行決定を行なっております。なお、監督と執行の分離を進め、取締役会による業務執行の監督機能強化及び意思決定の迅速化を図るために執行役員制度を導入しております。

(2) 監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役・執行役員及び使用人から報告を受け、必要に応じて会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行なっております。また、監査役は、取締役等に対する助言または勧告等の意見表明、取締役の違反行為の差止め等、必要な措置を適時に講じることができるようにしております。

(3) 内部監査に関しては「監査規程」に則り、内部監査部が年間内部監査計画に基づき、事業部門及び子会社についての業務・会計等の監査を実施しております。内部監査の結果は、監査役に報告し監査役との連携を図っております。

(4) 会計監査は、有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任しており、会計監査人は、年間監査計画に基づき監査業務を執行しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則2-5-1】 内部通報

- ・ 当社は、社則であるコンプライアンス規程において、総務・CSR部長を相談窓口責任者とする内部通報制度を規定しております。
- ・ 情報提供者の秘匿と不利益取扱いの禁止について、同規程にて定めており、適切に活用されるような体制を整備しております。
- ・ 但し、経営陣から独立した窓口とはなっており、今後その対応について検討してまいります。

【補充原則4-2-1】 業績連動報酬、株式報酬の適切な割合設定

- ・ 当社では、株主総会で決定された報酬の範囲内で、基本報酬と単年度の会社業績などを総合的に勘案した賞与報酬からなる報酬制度を有しており、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させています。
- ・ 今後、中長期的な業績と連動する報酬制度導入について検討してまいります。その中で現金報酬と自社株報酬の割合についても、合わせて検討してまいります。

【補充原則4-10-1】 任意の仕組みの活用

- ・ 当社は、取締役会において、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などの特に重要な事項について、それぞれの方針・手続きに基づき、独立社外取締役の適切な関与・助言を得て決定しており、独立性・客観性を有しております。その内容を適切に開示することで、説明責任の強化も図っております。
- ・ 今後、会社規模、事業特性など会社をとりまく環境等を総合的に勘案し、諮問委員会等の設置についても検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4】 政策保有株式

・政策保有株式における基本方針

当社は、企業価値の向上には、取引先ならびに協業先との長期的且つ良好な関係の維持が重要と考えており、そのために必要な他社の株式を政策的に保有いたします。

・ただし、当社の中長期的な企業価値向上への効果および事業運営への影響等の観点に基づき、毎年、個別の政策保有株式について経済的合理性や便益、資産としてのリスク、資本コストとの見合い等を具体的に精査し、保有の適否を取締役会で検証してまいります。

・継続して保有する必要がないと判断した株式については売却を進めるなど縮減を図ります。

・政策保有株式に係る議決権行使の基準

当社は政策保有株式の議決権行使にあたっては、上記方針のもと、当社および当該企業の企業価値の向上につながるかどうかを勘案したうえで賛否を判断いたします。

【原則1 - 7】 関連当事者間の取引

・当社は、社則である取締役会規程において、取締役の競業取引の承認、会社と取締役の取引の承認を取締役会で決議を要する事項と規定しております。

・また、同規程において、取締役会の決議について、特別の利害を有する取締役は決議に参加することができないこと、および競合取引または会社と取引を行った取締役は、その取引につき重要な事実を取締役会に報告することを定めております。

【原則2 - 6】 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

・当社は、企業年金制度の適正な運用を図るため、業務執行機関である経営会議にて基本方針を策定し、中期ポートフォリオを定め、資産運用に関する協議・検討・立案を行うための資産運用委員会を設置しております。

・資産運用委員会は、企業年金受益者の利益最大化のため、各運用機関に対するスチュワードシップ活動を含む、評価・モニタリングを実施し、経営会議へ定期的に報告しております。

・なお、年金運用において企業年金受益者と会社との利益相反が生じないよう、適切に管理しています。

・また委員会事務局に専門性を持つ財務・労政系人材を配置しております。各金融機関と連携し、研修会・各種セミナー等に参加するなどして、人材の専門性を高めています。

【原則3 - 1】 情報開示の充実

当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から以下の通り開示、情報発信を行っております。

(1) 会社の目指すところについては、以下の項目を当社のホームページにて開示しております。(以下URLをご参照下さい)

山九グループ長期ビジョン : http://www.sankyu.co.jp/pdf/long_term_vision.pdf

・企業理念(経営理念、経営目標、行動規範)

・長期ビジョン(目指すべき方向性、基本方針、事業の方向性)

中期経営戦略 / 中・長期計画 : <http://www.sankyu.co.jp/ir/plan.html>

・経営の基本方針

・目標とする経営指標

・中長期的な経営戦略と対処すべき課題

(2) 当社は、上場企業として、株主をはじめとする各ステークホルダーの方々に対する経営の透明性を確保し、ならびに経営の効率性を向上させる事で継続的な成長・発展を目指すことを、コーポレート・ガバナンスの基本と考えております。

(3) 取締役会は、役員の報酬に関する社会的動向、当社の業績、従業員給与との平衡その他報酬水準の決定に際し斟酌すべき事項を勘案の上、役員の職位および職責に応じて決定するものとしております。

(4) 取締役会は、取締役または監査役として経歴、人柄、能力、見識等から総合的に判断して、最も適任と認められる人をその都度選定し、株主総会に付議される予定の候補者を指名しております。

・なお、経営陣幹部の選任については、取締役会にて行っております。

・また、経営陣幹部の解任については、職責や業務執行が困難となる事情が生じた場合、取締役会により十分な議論の上で解任いたします。

(5) 取締役候補者、監査役候補者について、個々の選解任・指名の理由は、株主総会参考書類にて説明しております。

・また、経営陣幹部の選解任については、適時開示にて説明しております。

【補充原則4 - 1 - 1】 経営陣に対する委任の範囲

・取締役会は、重要な財産の処分及び譲受け、重要な使用人の任免、重要な組織の新設・改廃など法令において取締役会で決議すべきと定められた事項の決定及び取締役相互の業務執行状況の監督等を行なうこととしております。

・上記の決議すべき事項は、社則である「取締役会規程」にて具体的に定め、それ以外の事項にかかる意思決定は、社則に基づき、その事案の内容と金額等により範囲を定め、社長、その他の業務執行取締役にそれぞれ委任しております。

・決定後の執行については、監督と執行の分離を進め、取締役会による業務執行の監督機能強化及び意思決定の迅速化を目的に執行役員制度を導入し、効率的な業務の遂行に努めております。

【原則4 - 9】 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

・当社は独立社外取締役の選任にあたり、その独立性を担保するため、当社との人的関係、取引関係、資本関係、その他利害関係を勘案の上、東京証券取引所の定める独立性基準に準拠し、独立社外取締役の候補者の選任を行っております。

・当社は、経歴、人柄、能力、見識等から総合的に判断し、当社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与するという役割・責務を果たすことができる人物をその都度、独立社外取締役の候補者として選定するよう努めております。

【補充原則4 - 11 - 1】 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方

・取締役会は、当社の事業に精通した業務執行取締役を選任することに加え、高い見識を有し、当社経営に対して有益な意見や指摘をいただけることを期待できる方を社外取締役として選任する等により、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模を確保することを方針としています。

・選任の手続きは前掲の原則3 - 1に記載の通りであります。

【補充原則4 - 11 - 2】 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況
・取締役・監査役は、その役割・責務を果たすために必要となる時間・労力を確保し、業務遂行を行っております。
・なお、当社の取締役・監査役の兼任状況は有価証券報告書に記載しております。

【補充原則4 - 11 - 3】 取締役会全体の実効性の分析・評価
取締役会全体の実効性を高めるため、法令に基づき、各取締役は3か月に1回以上の頻度で業務の執行状況等の報告を行っております。その中で相互監督を行い、取締役会の実効性を確保しております。

【補充原則4 - 14 - 2】 取締役・監査役のトレーニングの方針
当社は、取締役・監査役の就任時に改めて職責の理解を目的に法務等の情報提供等を行っております。
また、法改正等があった場合は、随時、その周知徹底を取締役会で行っております。
なお、取締役・監査役に対するトレーニングの方針策定については、今後検討してまいります。

【原則5 - 1】 株主との建設的な対話に関する方針
・当社では、株主・投資家との対話を、企業の適切な評価と信頼を確保し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものと位置づけており、株主・投資家からの面談の申込みに対しては、面談の目的および内容の重要性等を考慮のうえ対応しております。
・なお、自主的にはアナリスト・機関投資家向けに決算説明会、海外IR、現場説明会等、対話する機会を積極的に設ける努力をしており、対話で把握したご意見が適切に企業活動へ反映されるよう取り組んでおります。
・株主との建設的な対話促進のための体制は整えておりますが、取組みに関する方針は今後、取締役会で承認し、開示してまいります。
・なお、インサイダー情報については、社則である「内部者取引(インサイダー取引)防止規程」に基づき、適切に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	4,790,300	7.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	3,441,000	5.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口9	2,862,700	4.73
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380578	2,345,200	3.88
新日鐵住金株式会社	2,061,280	3.41
公益財団法人ニビキ育英会	1,960,000	3.24
JP MORGAN CHASE BANK 380684	1,711,900	2.83
株式会社みずほ銀行	1,662,024	2.75
山九従業員持株会	1,368,882	2.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口4	1,233,300	2.04

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	3月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社には親会社及び上場子会社はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	20名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長 更新	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	15名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
岡橋 輝和	他の会社の出身者													
堀 啓二郎	他の会社の出身者													
生田 正之	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡橋 輝和		同氏は当社の取引先である三井物産株式会社の出身であります。同社との取引の規模・性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れがないと判断されることから、概要の記載を省略いたします。	企業経営者として豊富な経験と高い見識を有しており、社外取締役として当社経営に対して有益な意見や指摘をいただけることを期待し、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所の定める独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

堀 啓二郎	同氏は当社の取引先である双日株式会社の出身であります。同社との取引の規模・性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れがないと判断されることから、概要の記載を省略いたします。	企業経営者として豊富な経験と高い見識を有しており、社外取締役として当社経営に対して有益な意見や指摘をいただけることを期待し、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所の定める独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
生田 正之		厚生労働省にて労働行政に携わった豊富な経験と高い見識を有しており、社外取締役として当社経営に対して有益な意見や指摘をいただけることを期待し、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所の定める独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数 更新	7名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は監査が実効的に行なわれるために、会計監査人との間で随時情報及び意見の交換を行なう等、緊密な連携を図っております。内部監査に関しては、「監査規程」に則り、内部監査部が年間内部監査計画に基づき、事業部門および子会社についての業務・会計等の監査を実施しております。内部監査の結果は監査役に報告し、監査役との連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
武田 敬一郎	他の会社の出身者													
小川 憲久	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
武田 敬一郎		・常勤監査役 同氏は当社の取引銀行である三菱UFJ信託銀行株式会社の出身ですが、現在は同行の非業務執行者です。同行は、出資比率0.99%の株主であり、金融取引等が存在しております。	金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しており、専門的な見地から社外監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所の定める独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
小川 憲久	弁護士		弁護士として企業法務に関する豊富な知見並びに経営に関する高い見識を有しており、その経験を生かし社外監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所の定める独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

5名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員(社外取締役3名、社外監査役2名)の全てを独立役員に指定しております。

平成30年3月期における主な活動は以下のとおりです。

- ・社外取締役である岡橋輝和氏は、当事業年度開催の取締役会15回のうち15回(100%)出席し、企業経営者としての専門的見地から適宜、当社の業務執行について適正性確保の観点から発言を行いました。
- ・社外取締役である堀啓二郎氏は、当事業年度開催の取締役会15回のうち15回(100%)出席し、企業経営者としての専門的見地から適宜、当社の業務執行について適正性確保の観点から発言を行いました。
- ・社外監査役である武田敬一郎氏は、当事業年度開催の取締役会15回のうち15回(100%)、監査役会17回のうち17回(100%)出席し、金融機関における長年の経験を生かして適宜、当社の業務執行について適正性確保の観点から発言を行いました。
- ・社外監査役である小川憲久氏は、当事業年度開催の取締役会15回のうち14回(93%)、監査役会17回のうち17回(100%)出席し、弁護士としての専門的見地から適宜、当社の業務執行について適正性確保の観点から発言を行いました。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の役員報酬は、長年確定金額を付与する制度をとっており、不確定金額等の業績連動型報酬等のインセンティブ付与は採用しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

平成29年度における当社の取締役及び監査役に対する報酬は以下の通りとなっております。

取締役を支払った報酬15名 829,700千円

監査役を支払った報酬5名 114,100千円

1. 上記支給額には、平成29年6月28日開催の第108回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名に支給した報酬が含まれております。

2. 報酬等の額には、役員賞与総額338,100千円(うち取締役賞与13名総額308,000千円、監査役賞与4名総額30,100千円)が含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は役員の報酬に関する社会的動向、当社の業績、従業員給与との衡平その他報酬水準の決定に際し斟酌すべき事項を勘案の上、役員の職位及び職責に応じて決定するものとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役は、取締役会その他重要な会議開催に際して、付議資料の事前配布を受け、詳細説明や疑問点等は各担当者が事前に説明を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 取締役会を月1回定例に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、重要事項の決定及び取締役相互の業務執行状況の監督等を行っております。また、経営方針及び経営戦略等に関する重要事項については、事前に経営会議において議論を行ない、その審議を経て取締役会が執行決定を行っております。なお、監督と執行の分離を進め、取締役会による業務執行の監督機能強化及び意思決定の迅速化を図るために執行役員制度を導入しております。取締役会の決定に基づく業務執行については、「職責権限規程」「業務分掌」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めております。

(2) 監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役・執行役員及び使用人から報告を受け、必要に応じて、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行っております。また、監査役は、取締役等に対する助言または勧告等の意見表明、取締役の違反行為の差止め等、必要な措置を適時に講じることができるようにしております。

(3) 会計監査については、有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任しており、会計監査人は年間監査計画に基づき同監査法人に所属する増村正之、荒牧秀樹、吉原一貴の3名が監査業務を執行しております。

(4) 報酬額決定については、取締役、監査役とも株主総会にて総額を決議しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役制度を採用し、機関としては取締役会と監査役会を有しております。重要事項については経営会議において議論を行ない、その審議を経て取締役会が執行決定を行っております。

取締役会は15名で構成され、うち3名は社外取締役(独立役員3名)、監査役会は4名で構成され、うち2名が社外監査役(独立役員2名)であり、経営に対する監視の面で十分に機能する体制を整えていると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	本年第109回定時株主総会においては、株主総会招集通知を会日の21日前に発送しております。
その他	株主総会は株主が集まって会社経営について討議、決議する機関としての会議体であり、出席株主に発言機会を与え、また十分な説明を行ない、法に定められた情報を十分に開示する体制をとる等、活性化に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算発表時と期末決算発表時の年2回、決算説明会を開催し、代表取締役社長および財務担当役員等より、説明を行っています。また、機関投資家等とのスモールミーティングや定期的な個別訪問・来社への対応、現場見学会等も実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外機関投資家の定期的な個別訪問や来社に対応しており、代表取締役社長が個別訪問する場合もあります。また、証券会社主催のカンファレンスに参加しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社HPに掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部 調査・IRグループを設置しております。責任者は取締役兼執行役員経営企画担当が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社経営理念において「人を大切にすることを基本理念とし、お客様にとってなくてはならない存在としての山九を築きます。そして、社業の発展を通じて社員の福祉向上並びに社会の発展に貢献します。」と規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境に関するコンプライアンスを強化徹底させるため、「環境管理規程」を定めています。また、「環境方針」において「地球環境は人類にとってかけがえのないものである」との共通認識に立ち、事業活動に伴う環境負荷の低減に努め、環境保全の継続的な活動を積極的に推進する事を宣言しています。また、CSR活動として、社会や地域に貢献できる取り組みを継続しています。詳しい取り組み等は当社HPの「環境・社会貢献」をご参照下さい。 http://www.sankyu.co.jp/csr/
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は「情報管理基本規程」において、社内での適正な情報管理、及び社外へ発信する情報の開示方法等を定めています。また、会社法、金融商品取引法、他の各種法令、及び株式会社東京証券取引所、証券会社員制法人福岡証券取引所の定める規則を遵守し、2所定める「有価証券上場規定」に該当する情報を迅速に開示することにより、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーに適時・正確・公平に情報を開示して参ります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の業務の適正を確保するための体制(以下、「内部統制システム」といいます)の整備に関する基本方針の概要は次のとおりです。

(1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、取締役、従業員を含めた行動規範として「倫理規程」「コンプライアンス規程」に則り、これらの遵守を図っている。
・取締役会については、「取締役会規程」によって適切な運営が確保されており、月1回開催することを原則とし、その他必要に応じて書面決議も含め随時開催している。取締役会では取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じて公認会計士、弁護士等の意見を聴取し、法令及び定款違反行為の未然防止に努めている。また、当社は、監査役会設置会社であり、「監査役監査規程」に従い、取締役の職務執行について監査を行っており、経営機能に対する監督強化に努めている。取締役が他の取締役の法令及び定款違反行為を発見した場合は、直ちに取締役会及び監査役に報告しその是正を図る。
・反社会的勢力に対しては、「倫理規程」において市民生活の秩序・安全に脅威を与え、経済活動にも障害となる反社会的勢力・団体との関係を一切遮断するとともに、それらの活動を助長するような行為は一切行っていない旨規定している。また、特殊暴力防止対策協議会に加入しており所轄警察署及び株主名簿管理人等から関連情報を収集して不測の事態に備え最新の動向を把握するよう努めている。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「情報管理基本規程」に基づき、当社のすべての情報の適切かつ円滑な保護、管理及び活用を図っている。また、同規程の下位規程である「文書管理規程」「電子情報管理規程」及び「稟議規程」に基づき保存及び管理について適切かつ確実に実施している。法定備置書類については、法令及び「文書管理規程」に定められた期間内は閲覧可能な状態を維持している。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社が日常的に対象とする経営・品質、法的、事故・災害・地震・風水害、人権・個人、環境、IT情報、財務、海外・カントリーリスク等に係るリスク案件(関係会社を含む。)について「リスクマネジメント規程」に基づき各所管部署において潜在リスクを洗い出し、把握、評価して適切な対策を立て、報告または審議する必要があると判断される案件は、所定のレポートラインに従って経営企画部へ定期的に報告している。
・経営企画部に報告された各リスク案件で審議する必要があると判断されたものは、年2回、社長、代表取締役及び社長が指名した者により構成される経営会議で報告させ、総合的に対応策を検討している。特に、重要な案件については、取締役会に報告している。
・当社が会社の経営(関係会社を含む。)や役員危機に伴い、緊急の行動をとる事態が発生した場合には「クライシスマネジメント規程」に基づきその対応及び拡大を防止している。組織対応として代表取締役を本部長とする特別対策本部を設置し、必要に応じて外部アドバイザーを加えた組織の下で迅速な対応を行い、損害の拡大防止に努める体制を整えている。
・事業の継続が脅かされる緊急事態で特に地震等の自然災害については、発生時から復旧に向けての対策を織り込んだ「事業継続計画(BCP)」を策定している。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

・当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回定例に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、重要事項の決定及び取締役相互の業務執行状況の監督等を行っている。また、経営方針及び経営戦略等に関する重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会が執行決定を行う。なお、監督と執行の分離を進め、取締役会による業務執行の監督機能強化及び意思決定の迅速化を図るために執行役員制度を導入している。
・取締役会の決定に基づく業務執行については、「職責権限規程」「業務分掌」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めている。
・取締役会は、あらかじめ「稟議規程」を定めており、取締役会に付議しなくてよい事案については、権限委譲による効率的な業務を遂行している。

(5)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・「倫理規程」をコンプライアンス行動規範とし、国の内外を問わず、すべての法律及び国際ルール及びその精神を遵守するために「コンプライアンス規程」を制定している。取締役会は、コンプライアンス体制を構築・維持し、コンプライアンスの実現確保を図っている。この体制を推進するために、代表取締役を委員長とするグループ全体を統括するコンプライアンス委員会を設置、また下部体制として各部門担当役員等を委員長とするコンプライアンスサブ委員会を設置し、推進体制の充実を図っている。また、環境に関するコンプライアンスを強化徹底させるため、「環境管理規程」に則り、環境保全の継続的な活動を推進している。
・当社及びグループの内部通報制度である「さんきゅうホットライン」を設置し、法令違反行為等による損害の拡大の予防に努めている。
・コンプライアンスを徹底させるため役員・階層別・職種別研修会を実施している。
・内部監査に関しては、「監査規程」に則り、内部監査部が年間内部監査計画に基づき、事業部門及び子会社についての業務・会計等の監査を実施している。内部監査の結果は、監査役に報告し、監査役との連携を図っている。また、内部監査部は、社長直轄組織とし、より一層の監査強化を図っている。
・法律等が改正・変更になった場合には、法務部及び総務・CSR部が中心となり当社に関係がある内容について、規程の新規作成・改定、社内通知及びその徹底を図るための社内教育等の必要な施策を講じている。
・金融商品取引法に基づき財務報告の信頼性を確保するため、内部統制基本方針を定め、この基本方針に基づく「内部統制規程」を制定し、財務報告に係る内部統制に関する体系を明確にするるとともに、体制、責任者、実施内容等の基本項目を定めて適切な運用を図っている。

(6)当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・グループ全体として、業務の適正を確保するため、「関係会社管理運営規程」に則り、当社と関係会社が相互に協調することにより総合力を発揮している。経営管理においては、グループ経営の基本方針を定めるとともに、「関係会社管理運営規程」に従い、当社への決裁・報告制度を徹底する。必要に応じてモニタリングも実施する。また、関係会社社長会議を開催し、情報交換や情報共有化を図っている。
・子会社との情報交換、人事交流をはじめ、子会社との連携体制を確立している。
・子会社が当社からの経営管理や経営指導内容に背き法令に違反したりその他コンプライアンス上問題があると認めたと認めた当社責任者(コンプライアンス統括責任者を含む。)は、速やかに各所管部署に報告し是正を求めるとともに、コンプライアンス委員会及び監査役(子会社と当社)に報告する。また、双方の監査役は意見を述べるとともに、必要に応じて改善策の策定を求める。
・当社の経営管理や経営指導内容が、法令に違反したりその他コンプライアンス上問題があると認めたと認めた責任者(コンプライアンス統括責任者を含む。)は、コンプライアンス委員会及び監査役(当社と子会社)に報告し是正を求め、また、双方の監査役は、意見を述べるとともに、必要に応じて改善策の策定を求める。
・内部通報制度をグループ会社全体を対象とした制度として位置付け、適切な運営を行っている。

(7)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会から補助すべき使用人の配置要請があった場合は、その人選については、監査役会と協議の上、同意を得て配置することとする。

(8)前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助すべき使用人を配置する場合は、取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の業務遂行は、監査役の指揮命令に従うものとする。また、当該使用人に係る人事異動・人事評価・懲戒処分等は監査役会の同意を得なければならないものとする。

(9)監査役への報告に関する体制

・当社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制

a.取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項については、監査役に都度報告することとし、監査役からの要請があった場合は、更なる報告をしなければならない。

b.監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役・執行役員及び使用人から報告を受け、必要に応じて会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行う。また、監査役は、取締役等に対する助言または勧告等の意見表明、取締役の違反行為の差止め等、必要な措置を適時に講じることができる。

c.内部通報制度を通じて得た法令違反その他コンプライアンス上の問題は、監査役へ報告を行う。

・子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者は、子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項については、監査役に都度報告することとし、監査役からの要請があった場合は、更なる報告をしなければならない。

(10)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告者や内部通報者に対しては、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行わない。

(11)監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。また、監査役が必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合の費用については、会社に請求することができる。

(12)その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制

・内部監査部の行う内部監査の結果は、監査役に報告し、監査役監査の実効性を高めるとともに必要に応じて、監査役は、公認会計士、弁護士等の外部専門家の意見を聴取して監査の実効性を確保する。

・監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては、「倫理規程」において市民生活の秩序・安全に脅威を与え、経済活動にも障害となる反社会的勢力・団体との関係を一切遮断するとともに、それらの活動を助長するような行為は一切行ってはならない旨規定しております。また、特殊暴力防止対策協議会に加入しており所轄警察署および株主名簿管理人等から関連情報を収集して不測の事態に備え最新の動向を把握するよう努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社は、現時点では具体的な買収防衛策はとっておりませんが、企業の収益力を高め、財務体質を強化する努力を継続することにより、会社の価値が向上し、また市場の評価も上がり、これが防衛策につながるものと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特になし。

(—————▶ は報告、指示、監査、選任等)

